

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 27 条第 3 号イ(1)に
掲げる額の提出について

平成 29 年 2 月 28 日
四国電力株式会社

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 27 条第 3 号イ(1)に掲げる額
について、次のとおり提出いたします。

提 出 内 容	
第 27 条第 3 号イ(1)に掲げる額	5 円 51 銭

以 上